

## 表彰規則

(趣 旨)

第1条 本規則は、定款第4条第6号に基づき、表彰に関する事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 本医学会の表彰は、次の3種とする。

(1) 医学会賞

教育・医療・社会活動等によりリハビリテーション医学・医療の発展に顕著な貢献をした者（年度1名以内）に授与する。なお、その業績は社会的に評価されているものが望ましい。

(2) 功労賞

リハビリテーション医学・医療の進歩・普及等に携わり、本医学会の運営に顕著な貢献をした者に授与する。

(3) 男女共同参画推進賞

リハビリテーション医学・医療分野の医師のうち、男女共同参画の促進とその実現に貢献した者（年度1名以内）に授与する。なお、その業績は社会的に評価されているものが望ましい。

(選考基準等)

第3条 各賞の候補者選考基準等を、次のように定める。

(1) 医学会賞の候補者選考基準等は、別表1のとおりとする。

(2) 功労賞は、本医学会の理事・監事・年次学術集会会長・秋季学術集会会長の経験がある者とする。

(3) 男女共同参画推進賞の候補者選考基準等は、別表2のとおりとする。

(推薦等手続)

第4条 各賞の候補者推薦は、顕彰制度委員会が候補者を選考の上理事長に推薦する。

(顕彰制度委員会の設置)

第5条 各賞の候補者を選考するため、顕彰制度委員会を設置する。委員会の構成等は別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 理事長は、顕彰制度委員会から推薦された各賞候補者について、理事会の議を経て受賞者を決定する。

(表彰等)

第7条 理事長は、各賞受賞者を公示し、これを年次学術集会時に表彰するものとする。表彰の内容は、次の各号に定める事項を基本とし、その他の事項は理事会で決定する。

(1) 各賞とも、賞状並びに副賞として記念品を贈る。

(改 廃)

第8条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本規則は、令和4年3月12日より施行する。

令和6年5月18日より施行する。

別表1 医学会賞候補者選考基準及び選考資料

1. 選考基準

(1) リハビリテーション医学・医療の発展に対する貢献：リハビリテーション医学・医療の普及・認知活動・進歩等に著しい貢献が認められ、その活動を通して社会に大いに貢献した業績がある者

2. 選考資料

(1) 本医学会年次学術集会・秋季学術集会における特別講演、教育研修講演、シンポジウム等の実績

(2) 研究歴

(3) 受賞歴（社会活動に対する褒賞を含む）

(4) その他（学術の進歩、社会に大いに貢献した業績）

別表2 男女共同参画推進賞候補者選考基準及び選考資料

1. 選考基準

(1) リハビリテーション医学・医療における男女共同参画の促進と普及に積極的に携わり、以ってリハビリテーション医学・医療の発展に大いに貢献した業績のある者

2. 選考資料

(1) 男女共同参画への貢献（役員、各種委員会委員長・委員等）に関する資料

(2) その他